

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)について

年金受給者の納税の便宜を図るとともに区市町村の徴収の効率化を図る観点から、公的年金等所得(以下「年金所得」)にかかる特別区民税・都民税(以下「住民税」)は、年金からの引き落としにより徴収されます。

なお、お支払い方法を引き落としに変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる年金

老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金(共済年金)のうち、介護保険料が引き落としにより徴収されている年金です。
(障害年金や遺族年金などの非課税の年金及び老齢厚生年金は、引き落としの対象となりません)

対象となる方

令和5年4月1日現在65歳以上であり対象となる公的年金の受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務のある方。

※ただし、次の方は対象となりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の方
- 介護保険料が公的年金から引き落としされていない方
- 引き落としされる住民税額が公的年金の年額を超える方 など

対象となる所得

住民税はすべての所得を合わせて計算しますが、公的年金から引き落としの対象となるのは、年金所得にかかる住民税額です。

また、公的年金などの収入にかかる所得は「雑所得」の扱いになります。

課税対象所得	①雑所得 (年金所得分)	②給与所得	③その他の所得 (①②以外の所得)
住民税額	全所得を合算して算出		
徴収方法	公的年金からの 引き落とし	給与からの差し引きまたは 納付書、口座振替による納付	

よくある質問

Q1 今までどおりに納付書や口座振替で納めることは選択できますか？

A1 地方税法第三百二十一条の七の二により、原則として公的年金を受給されている65歳以上の方で年金所得にかかる住民税が課税される方は、年金からの引き落としの対象となります。本人による選択は認められていません。

Q2 複数の年金を受給していますが、それぞれから引き落としされますか？

A2 対象となる年金が2つ以上ある場合には、定められた順位に従い、順位の高い年金1か所から引き落としされます(介護保険料が引き落としされている年金から引き落としされます)。

※引き落としの例は裏面をご覧ください。

令和5年度から新たに年金から住民税が引き落としされる方

引き落としの開始は、令和5年10月支給の年金分からとなります(本徴収)。そのため、令和5年度住民税の2分の1の額については、令和5年度1期分・2期分として、これまでどおり納付書などで納めていただくこととなります。また、口座振替をお申込みされている方も年金からの引き落としが開始となります。なお、令和6年4・6・8月の仮徴収税額については、令和5年度年金所得にかかる年税額の2分の1に相当する額を引き落とします(仮徴収)。

例 納付書・口座振替でお支払いされている方で、令和5年度の年金所得にかかる年税額が「60,000円」の場合

		令和5年度					令和6年度		
期別 年金支給月	1期分 納期限6月30日	2期分 納期限8月31日	10月	12月	2月	4月	6月	8月	
	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
税額 (円)	令和5年度年税額の2分の1に相当する額(30,000円)を2回で納める		令和5年度年税額の2分の1に相当する額(30,000円)を3回で引き落とし<本徴収>			令和5年度年税額の2分の1に相当する額(30,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>			

令和4年度から継続して年金から住民税が引き落としされている方

前年度の年金所得にかかる年税額の2分の1に相当する額を、4・6・8月の年金支給分から3回に分けて引き落とし(仮徴収)、年税額から仮徴収3回分の税額を引いた残りの額を、10・12・2月の年金支給分から3回に分けて引き落とします(本徴収)。

例 年金所得にかかる年税額が令和4年度「60,000円」、令和5年度「54,000円」の場合

		令和5年度						令和6年度		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	
	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	8,000	9,000	9,000	9,000	
税額 (円)	令和4年度年税額の2分の1に相当する額(30,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>			令和5年度年税額から仮徴収税額を差引いた額(24,000円)を3回で引き落とし<本徴収>			令和5年度年税額の2分の1に相当する額(27,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>			

税額変更などで令和4年度に年金からの引き落としが中止となった場合は、「令和5年度から新たに年金から引き落としされる方」と同様の方法となります。また、税額変更などで年税額が減少し還付が発生する場合は、年金からの引き落とし後、還付の手続きまで2か月以上要する場合がありますので、ご了承ください。

◎住民税(特別区民税・都民税)の年金からの引き落としについて、ご理解をよろしくお願いいたします。

《問い合わせ先》

課税の内容について 課税係 (03) 5654-8550 (直通)
口座振替・還付について 収納管理係 (03) 5654-8201 (直通)